

平成 29 年度第 3 回災害廃棄物対策東北ブロック協議会 議事録

日時	平成 30 年 2 月 6 日 (火) 13:30~16:00	場所	TKP 仙台カンファレンスセンター
出席者	岩手大学・大河原氏 青森県・鈴木氏、青森市・渡邊氏、弘前市・齊藤氏、八戸市・田中氏、岩手県・高橋氏、盛岡市・佐々木氏、一関市・小野寺氏、宮城県・山木氏、仙台市・平吹氏、石巻市・沼田氏、秋田県・石田氏、秋田市・長谷川氏、山形県・前田氏、高畠町・外山氏、福島市・宮崎氏、郡山市・国分氏、いわき市・中根氏 宮城県解体工事業協同組合・佐藤氏、宮城県建設業協会・伊藤氏、宮城県産業廃棄物協会・渋谷氏		
	国土交通省	工藤氏、吉田氏	
	環境省東北地方環境事務所	保科、茶山、藤林	
	(一財)日本環境衛生センター	堀内、高橋、笹木、平野、川崎	
項 目			
1.開会			
2. 環境省東北地方環境事務所長 保科氏によるご挨拶 (保科) 災害廃棄物対策東北ブロック協議会も 3 回目になり、東日本大震災から来月で満 7 年を迎えます。復旧・復興は道半ばでございますが、一方で確実に進んでいる事も事実です。それ以降も我が国では様々な災害が発生し、尊い命・大切な財産が失われてまいりました。その都度、災害廃棄物処理は各地において大きなテーマとなっています。環境省としても発災の度に、職員の現地派遣や廃棄物処理に対する補助金など最大限の支援を行ってまいりました。自治体や関係機関の皆さまとともに現地において行動し、そこで得られた知見を共有することによって、本日、災害廃棄物対策の東北ブロック行動計画の最終案をお示しする事になりました。各地で処理計画策定の動きが加速しておりますが、この行動計画が国・県・市町村・関係機関などそれぞれの役割を明確にし、発災の際に災害廃棄物処理がスムーズに効率的に行われるよう自治体において作成する処理計画にもお役立ていただけることを期待しています。災害に対する備えの一つとして今回の行動計画が位置づけられることとなりますが、この計画を有効に活用するためには、人材育成や東北地方内外の連携などの課題がまだまだ残されております。本協議会では、これらの課題をひとつでも多く、迅速に解決できるよう、引き続きみなさまと共に考えていきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願い致します。			
3. 吉岡会長のご欠席により、本協議会設置要綱第 5 条第 4 項に基づき、岩手大学の大河原副会長が職務代理者に選任され、議事の進行が行われた。			
4. 議題 1 の「災害廃棄物対策東北ブロック行動計画（最終案）」について環境省・藤林氏より説明が行われた。 以下、質疑応答 (宮城県・山木氏) 資料 1 P 5 (3) について。「◎県市町村を単位とした独自訓練の開催支援」という表記には、本協議会の構成員である産業廃棄物協会様、建設業協会様、解体工事業協同組合様をはじめとする民間団体が含まれていないように見えますが、加えるべきではないでしょうか。 ⇒ (環境省・茶山) こちらの「県市町村」という表記は、行政機関ではなく、面的な意味を込めて使用しております。人材育成の取組みを実行する際には、その地場で活躍いただいている関係団体の皆さまとご相談しながら進めていく予定です。 (宮城県・山木氏) P6 (4) について。災害廃棄物をリサイクルした際の再生資材のマッチングは、災害発生時の協議会の役割に含まれているのでしょうか。 ⇒ (環境省・茶山) おっしゃる通り、再生資材のマッチングまで含まれております。再生資材			

を作り、それを何らかの形で活用するまでの一連の流れがリサイクルの概念だと考えております。こちらの記載でも同様にご理解いただけますと幸いです。

(青森県・鈴木氏) 資料1 P15②1)、2) について。2) の記載からは、生活ごみや避難所ごみの処分が被災県の役割として定められているように読みとれます。1) の記載からは、し尿は、市町村が県からの指示を受けて処理するというふうに読みとれます。市町村から処理が事務委託されるような規模の災害でない限り、し尿や生活ごみや避難所ごみなどは、市町村が一義的に責任を負って処理するべき一般廃棄物に該当すると思われる、県は協定締結団体との調整等を通じて市町村の処理のサポートをしつつ、市町村の機能低下が見られた際には、事務委託に基づき県がそれらの廃棄物を処理するという流れになるかと思えます。1)、2) の記載は「県が調整しながら市町村に処理を指示する」といった書きぶりにした方がよろしいのではないのでしょうか。

⇒ (環境省・茶山) ご指摘の通り、県からの指示に基づいた処理を基本的にイメージしており、事務委託による処理を前提にはしておりません。2) については「順次処分するよう指示する」といった表現に修正し、1) に関しても同様に修正いたします。

(青森県・鈴木氏) P21の【県の処理方針・フロー図(例)】について。処理期間の例として2年以内と記載されております。処理期間を2年以内とした場合、発災当初から仮置場に廃棄物を搬入し、その半量を並行して処分し続けなければなりません。「熊本県災害廃棄物処理実行計画」における実例であることは承知しておりますが、災害廃棄物対策指針で3年という目標を掲げている中、本計画であえて処理期間を2年以内とする必要性はまだないのではないのでしょうか。

⇒ (環境省・茶山) 東日本大震災・首都直下地震・南海トラフ地震クラスの災害では3年が必要になると思いますが、そこまで大規模な災害ではない場合は、2年が妥当ではないかと事務局としては考えております。ご指摘の通り、災害廃棄物対策指針の3年を処理期間とするのもスタンダードな考え方です。しかし、住民の方々の意識したとき、なるべく早く処理を始めるという心構えを持っておくべきではないかと考えております。東日本大震災の際にも、搬入と処分は並行して行われており、それ以降に発生した各地の災害でも、同時並行の処理がスタンダードでした。災害廃棄物対策指針を無視する意図はございませんが、東北ブロックの行動計画としては2年と記載させていただきました。修正のご意見・ご要望が多ければ、それに応じて修正したいと考えております。

⇒ (岩手大学・大河原氏) この処理期間に関しては、多くのご意見がある箇所だと思います。東日本大震災や台風災害などで、実際に災害廃棄物の処理をご経験なされた方で、ご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

⇒ (岩手県・高橋氏) 平成28年台風10号の災害時、当初3年程度を処理期間と考えておりましたが、やはり住民の方々は早期の処理を望んでおりました。災害の種類・規模によって異なりますが、同程度の規模の災害の努力目標としてであれば、2年という期間でも支障ないかと思えます。

⇒ (石巻市・沼田氏) 市町村の立場からすると長くしていただければありがたいです。処理期間が短いと、今後の生活が展望できていない中、住民の方々にも様々な決断を強いてしまうことになりかねないからです。弾力的な運用ができるような設定をご考慮いただくと幸いです。

⇒ (郡山市・国分氏) 震災後、家屋解体を始めて焼却処分が完了するまでに3年、仮置場の閉鎖等も含めると4年かかりました。同程度の規模の場合は、これぐらいはかかるものなのかと思えます。

⇒ (環境省・茶山) P22の※部に記載しました通り、生活環境保全上の観点から可能な限り速やかに除去をするべきという考えが根底にありましたので、2年という記載に至りました。しかし、地域住民の方々の生活の目途が定まらないまま処理を進めるわけには参りません。仮置場の撤収、さらに借地の返却の完了なども含めると、4ヵ年度にまたがる場合もあるとのご指摘をいただいたところではありますが、東北ブロックのひとつの指針として「3年程度のうちに終了させる事」を目標とす

る」と記載するのはいかがでしょうか。

⇒（岩手大学・大河原氏）ご異議がないようですので、「3年程度」という表現に修正をお願いいたします。

（仙台市・平吹氏）資料1P4（2）平時の取り組みについて。災害発生への備えとして、処理困難物や有害化学物質の情報整理・共有することが有効だと考えております。実際に大規模災害が発生した場合には、すべての処理困難物や化学物質が等しく危険という状況ではなく、ある程度優先度に差があるかと思っておりますので、具体的にどのような種類の廃棄物・化学物質を優先的に処理すべきかなどの情報を記載していただけますと幸いです。

⇒（環境省・茶山）巻末資料として、災害廃棄物の品目事例などの写真データを添付する予定です。

（仙台市・平吹氏）P6（4）（5）について。例えば補助金申請の支援などに関する具体的な記述があるとよいのではないのでしょうか。

⇒（環境省・茶山）補助金申請の支援に関しては、環境省東北地方事務所としての役割であり、協議会の役割ではないと考えておりますので、あえてお示しませんでした。

（仙台市・平吹氏）P19（2）について。「②ボランティアの来援」について記載がありますが、本市で災害対応に当たった職員の感想として、本市においても東日本大震災時にはボランティアセンターに災害廃棄物の処理方法やごみの分別方法などの情報提供を行ったものの、徹底されているとは言い難い面があり、一部現場で混乱したという報告が挙がっております。

排出方法を分かりやすく示すとともに、実際に現場で従事する方々へ情報を伝える方法についても、言及していただくことは可能でしょうか。

⇒（環境省・茶山）同様の不徹底の事例は、熊本地震の際にも発生してしまったと聞き及んでおります。この件に関しては、事務局としては「手引き」で踏み込んで記載し、対応したいと思っております。

（いわき市・中根氏）資料1P6協議会の役割について。災害が起こった後の振り返りや事前防止の対策を練るためには、情報の共有化・データ化が必要ではないのでしょうか。協議会の役割として、各自治体でまとめた記録を集積してアーカイブ化することを加えていただけるとたいへんありがたいと思っております。

⇒（環境省・茶山）（5）に記載しました通り、特定の災害については、協議会で災害の記録を作成することも考えております。また、各団体で作成した記録を事務局でストックし、活用いただけるように集約する方向で進めたいと考えております。ただ、集約した情報をどのようにご提供するかなど、具体的な方法については、著作権の問題などがありますので、引き続き議論させていただきたいと思っております。

（山形県・前田氏）資料1P15②1）2）について。先ほどの議論において、「順次処分するよう指示する」といった記載へ修正することとなりましたが、県と市ではそれぞれに役割分担がありますので、実際に「指示する」のは難しいのではないのでしょうか。「助言する」等の表現へのご修正をお考えいただければと思います。

⇒（環境省・茶山）被災市町村ではなく、実際に作業をしていただく実働部隊、例えば協定の締結をしている業者団体や他県の応援部隊に業務指示するということを指しております。

（山形県・前田氏）P3（1）について。処理計画策定等の推進とありますが、策定にかかる市町村側の労力の問題があり、なかなか進みにくい状況です。そのため、法定事項として廃棄物処理計画を作る必要があるというところを強調したほうがいいのではないのでしょうか。

⇒（環境省・茶山）他の行政計画策定との兼ね合いなど、各市町村のご事情もあるかと思いますが、もう少し強めの表現を考えます。

(山形県・前田氏) P4 (2) について。先ほども同様の議論がございましたが、「各県・市町村が整理した情報を共有・活用できる体制作り」に関しては、さまざまな状況への備えを整えるためにも、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

⇒ (環境省・茶山) 情報共有については、具体的な方法は未定ですが、積極的に推進していきたいと考えております。

(山形県・前田氏) P21 【県の処理方針・フロー図(例)】について。市町村のフロー図も載せてもらえると参考にはできないかと思えます。

⇒ (環境省・茶山) 市町村も基本的に同じフロー図になるのかと思っておりまして、ここでは県のフロー図を例として記載しています。

5. 今後の協議会のありかたについて事務局より説明が行われた。

6. 「災害廃棄物処理行政事務の手引き」の見直しについて環境省・茶山氏より説明が行われた。

(環境省・茶山) まずは、本日の協議会をご欠席なされた横手市様より手引きへのご要望・ご意見を2点いただいておりますので、ご紹介いたします。

昨年大雨災害にて、仮置き場に反射式ストーブ等の搬入があり、灯油タンクに油が入ったまま搬入されたケースがありました。その他にも草刈り機械など引火性のある燃料が入ったまま搬入されるなど、燃料を引き抜く作業の必要性や手順、処分困難物として適正処分する記載があればよいのでは、というご要望です。

もう一点は、高齢者世帯や一人暮らしの世帯など、指定された場所に廃棄物を排出できない被災者に関してです。収集運搬の方法として個別収集を検討すべき事項とするような記載を盛り込めないでしょうか、というご意見です。

この2つのご要望・ご意見のように、「手引き」をより具体的に使いやすくするためのご提案がございましたら、ぜひお寄せください。

以下、質疑応答

(岩手県・高橋氏) 資料2P10について。「避難者50人あたりに便器が1つ」という記載と、災害廃棄物対策指針の資料における積算の計算式との整合性はどのようになっておりますでしょうか。

⇒ (環境省・茶山) 両者をつき合わせて確認し、修正について検討したいと思います。

(岩手県・高橋氏) P12について。「1人1日当たりのし尿排出量」が2.43リットルとあります。国の対策指針の資料には、千葉県の策定指針からピックアップした1.7リットルという数値が記載されております。両者の整合性はどのようになっておりますでしょうか。

⇒ (環境省・茶山) 事務局としては千葉県のデータは少なめの数値ではないかと思っています。自治体によって原単位が異なるというお話もあり、どの数字を使うのがよろしいかは本省と確認しながら進めていきたいと思えます。

⇒ (盛岡市・佐々木) 盛岡広域8市町で、災害廃棄物処理計画策定のモデル事業を活用し、仮設トイレから出るし尿発生量の推計を行っております。面積が広く気象条件が異なる、また非水洗化人口の解釈の差異などで原単位にばらつきがあります。現在必要基数の考え方やこういった連携ができるかを探っている状況です。

(岩手県・高橋氏) P36について。D.Waste-Netの具体的な支援について、記載していただくとありがたいと思っております。

⇒ (環境省・茶山) P103にメンバー構成および各団体のおおまかな位置づけを掲載しておりますので、参考にしてください。具体的な支援内容については、活動事例という形で今後追記していく予定です。

(宮城県・山木氏) 要望になりますが、災害が起きた時の星取表みたいなものを追記していただくことはできないかと思っております。災害が起きると目の前の事に集中して先のことを読みづらくなってきますので、フェーズごとの星取表の追加について、

検討をお願いいたします。

⇒（環境省・茶山）どこまで細かくすればいいのか、ざっくりでいいのか、書き手と使う側の違いがあると使えなくなってしまうなどの論点があります。追加したいと思っ  
ているのですが、項目と書きぶりについて、今後皆さまから意見をいただききたい  
と思っています。

（環境省・茶山）先ほどの仙台市様からご指摘いただいたボランティアセンターの件について。  
資料2P54 第6節住民等への広報・周知において、あっさりとした記述で盛り込  
まれております。ご指摘の通り、ボランティアセンターにおける情報の混乱は散  
見される事例ですので、こちらの記載をブラッシュアップすることで対応したい  
と考えています。

（建設業協会・伊藤）資料2P103について。D.Waste-Netの構成メンバーとして挙げられて  
いる日本建設業連合会というのは大手ゼネコンでございます、当建設業協会は  
全国建設業協会が上部組織になります。ここに一般社団法人全国建設業協会を加  
えていただけませんか。

⇒（環境省・茶山）D.Waste-Netの事務局は環境省本省が務めておりますので、こちらから  
伝えさせていただきます。

7. その他連絡事項について環境省・茶山氏より説明が行われた。

8. 旅費・謝金等について、日本環境衛生センターより説明が行われた。

9. 閉会

以上